

別添 2

<広島大学女性科学技術フェローシップ制度による支援の概要>

1. 理工系女性リサーチフェロー及び理工系女性 M2 奨学生への支援

(1)生活費相当の研究専念支援経費として、理工系女性リサーチフェローには、原則として、以下に記載する期間、月額 15 万円を支給します。

○申請区分 D1 の学生:令和 3 年 12 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

○申請区分 D2 の学生:令和 3 年 12 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

○申請区分 D3 の学生:令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

原則として 5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月に 2 か月分を支給します。出産・育児・傷病等の場合等で支援の中断・延長が必要となった場合は、個別の事情を確認して判断します。

(2)理工系女性 M2 奨学生には研究専念支援経費として、月額 7.5 万円を支給します。理工系女性 M2 奨学生の場合は、採用年度の支給額を一括で支給します。令和 3 年度は 12 月に開始のため、4 か月分(30 万円)です。

(3)理工系女性リサーチフェローには、研究費として、研究専念支援経費支給の期間、各年度 42 万円以内(令和 3 年度は 14 万円以内)を配分します。また、理工系女性 M2 奨学生には、研究費として、研究専念支援経費支給の期間、各年度 24 万円以内(令和 3 年度は 8 万円以内)を配分します。出産・育児・傷病等の場合等で支援の中断・延長が必要となった場合は、個別の事情を確認して判断します。

(4)研究専念支援経費は、雑所得として課税対象となり、理工系女性リサーチフェロー及び理工系女性 M2 奨学生(以下「理工系女性リサーチフェロー等」という。)自らが所得税に関する確定申告を行うことが必要です。また、扶養義務者(親等)の扶養に入っている方は、扶養から外れる可能性があります。研究専念支援経費が税法上雑所得として扱われることを扶養義務者(親等)に伝えるとともに、健康保険や扶養の扱いについては扶養義務者(親等)の職場等の担当者に問い合わせてください。

(5)理工系女性リサーチフェロー等には、HIRAKU-PF(若手研究人材専用ポートフォリオ)の活用による能力開発と各人が目指すキャリアの実現を支援します。また、研究効率向上のため、さらに研究証跡の記録のための、研究データや関連資料を適正に管理するためのシステムの活用支援を行います。

2. 理工系女性リサーチフェロー等の取消

理工系女性リサーチフェロー等が以下のいずれかに該当した場合は、理工系女性リサーチフェロー等を取り消し、研究専念支援経費の支給及び研究費の配分を中止します。

(1)一定の収入(年 240 万円以上)がある場合。

(2)日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生となった場合。

(3)本人から辞退の申し出があった場合。

(4)休学した場合。ただし、出産・育児・疾病等の場合は、支給を一時中断して復帰後に再開するなど、状況に応じ個別に判断します。

(5)その他学長が取り消すべき事由があると判断した場合。

3. 研究専念支援経費・研究費の返還

理工系女性リサーチフェロー等を取り消した場合で、研究専念支援経費を超過して支給した場合や研究費を超過して使用した場合は、超過額を返還しなければなりません。

4. その他

(1)研究活動に支障がない範囲で、TA, RA 等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能です。ただし、一定の収入(年 240 万円以上)があると認められる場合は、採択が取り消されます。

(2)理工系女性リサーチフェロー等に採択された方は、本学のホームページでその氏名を公表します。

(3)申請書等に記載されている個人情報、ならびに必要なに応じ所属研究科より提供のあった個人情報は、各種選考及び受入れ準備, 教育・研究指導等の目的においてのみ利用します。